

## 事業内容について

※令和元年度事業の内容を表記していますので、今後補助の条件等が変更になる場合があります。

## 1. CLT建築促進事業

事業区分	工種又は区分	事業主体	補助対象経費	補助率等
CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者、その他知事が認める者で、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主	設計費	2分の1以内 ただし、補助限度額は1棟当たり500万円

- (注) 1 設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ床面積が500m<sup>2</sup>以上の公営住宅を含める）の設計委託に要する経費。
- 2 構造用として用いるCLTの使用量は、延べ床面積1m<sup>2</sup>当たり概ね0.05m<sup>3</sup>以上。
- 3 補助対象経費は、国、県のその他の補助事業の対象となっていないもの。
- 4 当該事業により前年度までに補助金の交付決定を受けた建築物は補助の対象外。
- 5 特段の事情がある場合を除き、県又はCLT建築推進協議会が実施するCLT利用促進のための普及啓発（見学会及び視察受け入れ、建築積算の分析等）にご協力をお願いします。
- 6 補助金額の算出に当たっては、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。

## 2. 非住宅建築物木造化促進事業

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
非住宅建築物の整備	建築物の設計	設計費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備するもの、その他知事が認めるもので、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしている建築主	2分の1以内（上限300万円/棟）

- (注) 1 設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物（公営住宅を含む。）の設計委託に要する経費。
- 2 対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物、延べ床面積が概ね500m<sup>2</sup>以上の建築物、及び、県内事業者が県産材を用いて概ね5年以内に構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすもの。
- 3 高知県産の木材を活用した製品の使用量は、延べ床面積1m<sup>2</sup>当たり概ね0.18m<sup>3</sup>以上。
- 4 特段の事情がある場合を除き、県が行う建築積算の分析等への成果品の使用にご協力をお願いします。
- 5 設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製品等」を明記するなど、県産材の活用に留意をお願いします。
- 6 補助金額の算出に当たっては、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。